

水質基準に関する省令等の一部を改正する省令新旧対照条文

○	水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）関係	1
○	水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）関係	2
○	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）関係	5
○	水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）関係	7
○	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）関係	13

○ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）抄（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

五十一	十	九	八	(略)
(略)	(略)	亜硝酸態窒素	六価クロム化合物	(略)
(略)	(略)	〇・〇四 mg/l 以下であること。	(略)	(略)

改正前

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

五十	九	(新設)	八	(略)
(略)	(略)	(新設)	六価クロム化合物	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)

改正後

（定期及び臨時の水質検査）

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一（略）

二 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし

改正前

（定期及び臨時の水質検査）

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一（略）

二 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし

し、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

<p>基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況</p>
<p>基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十四号の資機材等の使用状況</p>

、同表中三の項から八の項まで、十の項から十九の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

<p>基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十一の項、十二の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十五の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況</p>
<p>基準の表中六の項、八の項及び三十一の項から三十四の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十四号の資機材等の使用状況</p>

<p>基準の表中<u>十四の項から二十の項</u>までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）</p>
<p>基準の表中<u>四十二の項及び四十三の項</u>の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）</p>

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができる。

3 8 (略)

<p>基準の表中<u>十三の項から十九の項</u>までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）</p>
<p>基準の表中<u>四十一の項及び四十二の項</u>の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）</p>

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一・二 (略)

三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができる。

3 8 (略)

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）抄（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一										改正後		
別表第一										改正前		
事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
六価クロム化合物	(略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	(略)	
亜硝酸態窒素	○・○○四mg/ℓ以下であること。	○・○○四mg/ℓ以下であること。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
一・四―ジオキサン	(略)	(略)	一・四―ジオキサン	(略)	(略)	一・四―ジオキサン	(略)	(略)	一・四―ジオキサン	(略)	(略)	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
濁度	(略)	(略)	濁度	(略)	(略)	濁度	(略)	(略)	濁度	(略)	(略)	
一・ニ―ジクロロエタン	○・○○○四mg/ℓ以下であること。	○・○○○四mg/ℓ以下であること。	(新設)	一・ニ―ジクロロエタン	○・○○○四mg/ℓ以下であること。	(新設)	一・ニ―ジクロロエタン	○・○○○四mg/ℓ以下であること。	(新設)	一・ニ―ジクロロエタン	○・○○○四mg/ℓ以下であること。	

(略)	(略)	(略)	(削除)
エピクロロヒドリン	○・〇一mg/ℓ以下であること。	○・〇一mg/ℓ以下であること。	(削除)
アミン類	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
スチレン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
二・六―トルエンジアミン	○・〇〇一mg/ℓ以下であること。	○・〇〇一mg/ℓ以下であること。	(略)
二・四―トルエンジアミン	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
エピクロロヒドリン	○・〇一mg/ℓ以下であること。	○・〇一mg/ℓ以下であること。	(略)
アミン類	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
スチレン	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
二・六―トルエンジアミン	○・〇〇一mg/ℓ以下であること。	○・〇〇一mg/ℓ以下であること。	(略)
二・四―トルエンジアミン	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）抄（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
事項	基準	事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇三mg/l</u> 以下であること。	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇三mg/l</u> 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 <u>〇・〇〇〇〇〇五mg/l</u> 以下であること。	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 <u>〇・〇〇〇〇〇五mg/l</u> 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇五mg/l</u> 以下であること。	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇五mg/l</u> 以下であること。
亜硝酸態窒素	<u>〇・〇〇〇四mg/l</u> 以下であること。	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 <u>〇・〇〇〇一mg/l</u> 以下であること。	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<u>一・〇mg/l</u> 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<u>一・〇mg/l</u> 以下であること。	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 <u>〇・一mg/l</u> 以下であること。



	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 $0.1 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	四塩化炭素	$0.00002 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	一・四―ジオキサン	$0.0005 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	$0.0004 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	ジクロロメタン	$0.0002 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	$0.0001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	トリクロロエチレン	$0.0001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	ベンゼン	$0.0001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	塩素酸	$0.04 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	臭素酸	$0.0005 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 $0.1 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 $0.03 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	銅及びその化合物	銅の量に関して、 $0.1 \text{ mg/l}$ 以下

	四塩化炭素	$0.00002 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	一・四―ジオキサン	$0.0005 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	一・二―ジクロロエタン	$0.0004 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	$0.0004 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	ジクロロメタン	$0.0002 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	$0.0001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	トリクロロエチレン	$0.0001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	ベンゼン	$0.0001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	臭素酸	$0.0005 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 $0.1 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 $0.03 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	銅及びその化合物	銅の量に関して、 $0.1 \text{ mg/l}$ 以下であること。
	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 $0.005$

											マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 $0.005$ mg/ℓ以下であること。	であること。
											陰イオン界面活性剤	$0.02$ mg/ℓ以下であること。	
											非イオン界面活性剤	$0.005$ mg/ℓ以下であること。	
											フェノール類	フェノールの量に換算して、 $0.005$ mg/ℓ以下であること。	
											有機物（全有機炭素（TOC）の量）	$0.3$ mg/ℓ以下であること。	
											味	異常でないこと。	
											臭気	異常でないこと。	
											色度	$5$ 度以下であること。	
											アンチモン及びその化合物	$0.002$ mg/ℓ以下であること。	
											ウラン及びその化合物	$0.002$ mg/ℓ以下であること。	
											ニッケル及びその化合物	$0.02$ mg/ℓ以下であること。	
											一・二ジクロロエタン	$0.004$ mg/ℓ以下であること。	
											亜塩素酸	$0.6$ mg/ℓ以下であること。	

											陰イオン界面活性剤	$0.02$ mg/ℓ以下であること。	mg/ℓ以下であること。
											非イオン界面活性剤	$0.005$ mg/ℓ以下であること。	
											フェノール類	フェノールの量に換算して、 $0.005$ mg/ℓ以下であること。	
											有機物（全有機炭素（TOC）の量）	$0.3$ mg/ℓ以下であること。	
											味	異常でないこと。	
											臭気	異常でないこと。	
											色度	$5$ 度以下であること。	
											ニッケル及びその化合物	$0.001$ mg/ℓ以下であること。	
											アンチモン及びその化合物	$0.0015$ mg/ℓ以下であること。	
											モリブデン及びその化合物	$0.007$ mg/ℓ以下であること。	
											ウラン及びその化合物	$0.002$ mg/ℓ以下であること。	
											バリウム及びその化合物	$0.07$ mg/ℓ以下であること。	
											銀及びその化合物	$0.01$ mg/ℓ以下であること。	

二酸化塩素	○・六 mg / ℓ 以下であること。
銀及びその化合物	○・○・一 mg / ℓ 以下であること。
バリウム及びその化合物	○・○・七 mg / ℓ 以下であること。
モリブデン及びその化合物	○・○・○七 mg / ℓ 以下であること。
アクリルアミド	○・○・○四 mg / ℓ 以下であること。

別表第二(第一条関係)

(略)	(略)
六価クロム化合物	(略)
亜硝酸態窒素	○・○・○四 mg / ℓ 以下であること。
(略)	(略)
一・四―ジオキサン	(略)
(削除)	(削除)
(略)	(略)

アクリルアミド	○・○・○四 mg / ℓ 以下であること。
二酸化塩素	○・六 mg / ℓ 以下であること。
亜塩素酸	○・六 mg / ℓ 以下であること。
塩素酸	○・四 mg / ℓ 以下であること。

別表第二(第一条関係)

(略)	(略)
六価クロム化合物	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
一・四―ジオキサン	(略)
一・二―ジクロロエタン	○・○・○四 mg / ℓ 以下であること。
(略)	(略)

スチレン	○・○○二mg/l以下であること。
N・Nジメチルアニリン	(略)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
酢酸ビニル	(略)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
エピクロロヒドリン	○・○一mg/l以下であること。
アミン類	(略)
(削除)	(削除)
一・二ジクロロエタン	○・○○○○四mg/l以下であること。
濁度	(略)

(新設)	(新設)
N・Nジメチルアニリン	(略)
一・三ブタジエン	○・○○一mg/l以下であること。
一・二ブタジエン	○・○○一mg/l以下であること。
スチレン	○・○○二mg/l以下であること。
酢酸ビニル	(略)
二・六トルエンジアミン	○・○○一mg/l以下であること。
二・四トルエンジアミン	○・○○二mg/l以下であること。
(新設)	(新設)
アミン類	(略)
エピクロロヒドリン	○・○一mg/l以下であること。
(新設)	(新設)
濁度	(略)

一・三 ブタジエン	〇・〇〇〇一 mg / ℓ 以下であること。	(新設)	(新設)
一・二 ブタジエン	〇・〇〇〇一 mg / ℓ 以下であること。	(新設)	(新設)
二・六 トルエンジアミン	〇・〇〇〇一 mg / ℓ 以下であること。	(新設)	(新設)
二・四 トルエンジアミン	〇・〇〇〇二 mg / ℓ 以下であること。	(新設)	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一〜二（略）</p> <p>三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ハ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>ニ 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項</p>	<p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一〜二（略）</p> <p>三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中九の項、二十の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ハ 水質基準省令の表中九の項、二十の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>ニ 水質基準省令の表中十三の項、十五の項から十九の項までの項</p>

及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五  
(略)

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七・八  
(略)

2  
(略)

及び四十四の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五  
(略)

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七・八  
(略)

2  
(略)